

二十五日辛卯の條をはじめ、和名類聚抄延喜式等、その外數百部の古書どもに、みな尾張國海部郡と記せり、

〔張州府志海東郡二十三〕疆域 東西三里、南北三里、東至愛智郡、西隔河隣海西郡、南至海、接熱田浦、北至中島郡、凡一百三十二村、

〔續日本紀稱德二十〕神護景雲元年五月戊辰、尾張國海部郡主政外正八位下刑部岡尾獻當國國分寺米一千斛、授從五位下、

〔續日本紀稱德三十〕神護景雲三年九月壬申、尾張國言略、今年大水、其流改道、毎日侵損粟中島海部三郡百姓田宅略、

〔尾張志〕海西郡

當郡は此國の西南の極に屬る地にて、東西は一里ばかり、南北は七里ばかりあり、地形少し曲りて張れる弓に似たり、東は海東郡につゞき、北は中島郡に接はる、西は大河を隔て、美濃國海西郡を境とし、是はもと此尾張國内なりしを、天正年中に木曾川を境として、葉栗、中島、海西と三郡にあらす、是は彼國の向を美濃に屬られたるによりて、今は美濃國にも彼三郡あり、されど是は本國の郡名にて、彼國のはからひなり、南は海にて、伊勢國桑名郡に並べり、延喜式尾張國縁海郡此國の郡名を擧といふ名目見えたるは、海邊の地をさしてかりにいへるさまにて、本國八郡の正しき郡名にはあらず、八郡の郡名は、和名抄及延喜民部式に見えたるを正しき、かの八郡の中に海部郡とあるは、今この海東海西と二郡に分れたる本基也、其わかれて二郡と建られたるは、いつばかりなりけむ、定かならず、されども頼朝將軍の熱田宮の寄進狀に、治承四年八月云々、海東郡といふ名目見えれば、治承よりも以前なる事は、去られたり、

〔張州府志海西郡二十六〕疆域 東西一里、南北七里餘、豎長橫狹、宛如一島、東接海東郡、東北與中島郡接壤、西則隔河、曰濃州海、西、南則海面連勢州、凡七十三村、